

## 第3部 介護保険事業の円滑な運営

### 第1章 介護保険給付の見通し

#### 1 人口と要介護（要支援）認定者数の推計

##### (1) 人口の推計

本町の総人口は減少が続き、令和32年には9,278人になると予想されます。

高齢者人口は、65歳から74歳までの人口が減少していく一方で、75歳以上人口は令和7年に団塊の世代が75歳以上となることに伴い増加し、令和12年頃にピークを迎えると予想されます。また、85歳以上人口は令和17年をピークに増加を続けると予想されます。

高齢化率については、団塊ジュニアが65歳以上となる令和22年には44.8%になり、生産年齢人口の減少と相まって超高齢化が一層進んでいくこと予想されます。

年齢層別で見えていくと、高齢者のうち75歳以上の占める割合は、令和17年頃に67.3%でピークを迎え、同じく85歳以上の占める割合は、令和22年頃に32.0%でピークを迎えると予想されます。

(単位 人、%)

区分	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和32年 (2050年)
総人口	14,563	14,362	14,155	12,271	11,216	9,278
39歳以下	4,071	3,988	3,909	3,252	2,981	2,285
40～64歳 (第2号被保険者)	4,388	4,316	4,255	3,723	3,212	2,403
65歳以上 (第1号被保険者)	6,104	6,058	5,991	5,296	5,023	4,590
65歳～74歳	2,623	2,518	2,425	1,734	1,809	2,095
75歳～84歳	2,139	2,208	2,234	1,942	1,609	1,160
85歳以上	1,342	1,332	1,332	1,620	1,605	1,335
高齢化率	41.9	42.2	42.3	43.2	44.8	49.5
高齢者のうち75歳以上の占める割合	57.0	58.4	59.5	67.3	64.0	54.4
高齢者のうち85歳以上の占める割合	22.0	22.0	22.2	30.6	32.0	29.1

資料 第9期介護保険事業(支援)計画策定に向けたワークシート

## (2) 要介護（要支援）認定者数の推計

要介護（要支援）認定者数は、団塊の世代が75歳以上に到達するため、令和17年に向けて増加する見込みとなっています。

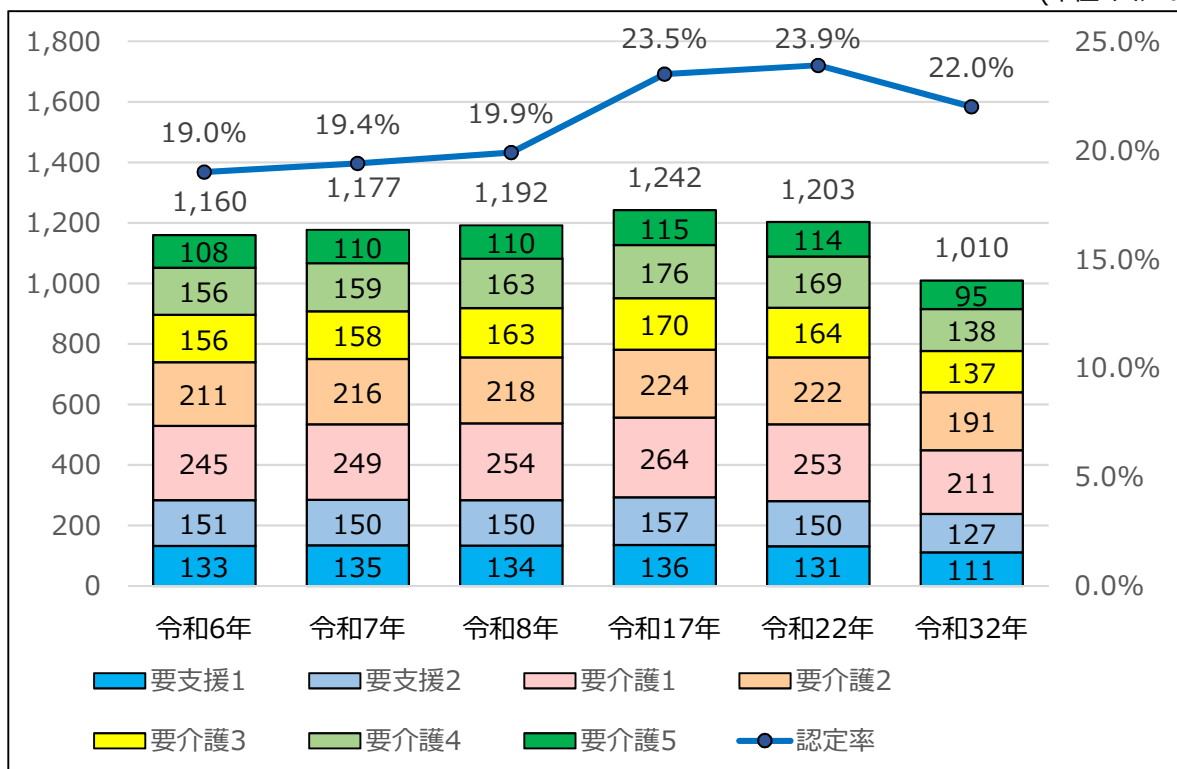
認定率については、高齢者の年齢層の変化に伴う認定者数の増減と第1号被保険者数の減少との関係で、令和22年頃をピークに上昇していくと考えられます。

(単位 人、%)

	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和32年 (2050年)
要支援1	133	135	134	136	131	111
要支援2	151	150	150	157	150	127
要介護1	245	249	254	264	253	211
要介護2	211	216	218	224	222	191
要介護3	156	158	163	170	164	137
要介護4	156	159	163	176	169	138
要介護5	108	110	110	115	114	95
合計	1,160	1,177	1,192	1,242	1,203	1,010
第1号被保険者数	6,104	6,058	5,991	5,296	5,023	4,590
第1号被保険者認定率	19.0	19.4	19.9	23.5	23.9	22.0

資料 第9期介護保険事業(支援)計画策定に向けたワークシート

(単位 人、%)



## 2 介護サービス量の推計

各サービスの利用者数に、令和5年度の数値をベースに令和3年度から5年度の1人あたりの利用回数（回数）の伸び率や、1回（1月）あたりの利用額、サービス供給量等を勘案して、サービス量と給付費を下表のとおり見込みました。

### (1) 介護予防給付サービス

(単位 給付費 千円、回数：回、日数：日、人数：人)

(1) 介護予防サービス		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 17年度	令和 22年度
介護予防訪問入浴介護	給付費	0	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費	7,490	7,499	7,499	8,010	7,499
	回数	113.6	113.6	113.6	121.6	113.6
	人数	16	16	16	17	16
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	5,248	5,255	5,255	5,687	5,255
	回数	147.0	147.0	147.0	159.0	147.0
	人数	13	13	13	14	13
介護予防居宅療養管理指導	給付費	149	150	150	150	150
	人数	4	4	4	4	4
介護予防通所リハビリテーション	給付費	36,033	36,354	36,079	37,357	35,804
	人数	90	91	90	93	89
介護予防短期入所生活介護	給付費	0	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (老健)	給付費	0	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	給付費	0	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費	0	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費	7,225	7,226	7,226	7,523	7,151
	人数	97	97	97	101	96
特定介護予防福祉用具購入費	給付費	939	939	939	939	939
	人数	3	3	3	3	3

(1) 介護予防サービス (続き)			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 17年度	令和 22年度
介護予防住宅改修	給付費		730	730	730	730	730
	人数		2	2	2	2	2
介護予防特定施設入居者生活 介護	給付費		1,567	1,569	1,569	1,569	1,569
	人数		2	2	2	2	2
(2) 地域密着型介護予防 サービス							
介護予防認知症対応型通所介 護	給付費		751	752	752	752	752
	回数		7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
	人数		2	2	2	2	2
介護予防小規模多機能型居宅 介護	給付費		8,690	8,701	8,701	8,701	8,701
	人数		10	10	10	10	10
介護予防認知症対応型共同生 活介護	給付費		0	0	0	0	0
	人数		0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援							
	給付費		8,400	8,466	8,411	8,685	8,245
	人数		153	154	153	158	150

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

## (2) 介護給付サービス

(単位 給付費 千円、回数：回、日数：日、人数：人)

(1) 居宅サービス			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 17年度	令和 22年度
訪問介護	給付費		49,547	50,465	52,041	54,434	53,254
	回数		1,176.0	1,196.0	1,234.5	1,300.0	1,274.5
	人数		84	86	88	92	89
訪問入浴介護	給付費		3,638	3,643	3,643	4,472	4,472
	回数		24.5	24.5	24.5	30.0	30.0
	人数		6	6	6	7	7
訪問看護	給付費		23,338	24,169	24,754	27,053	25,508
	回数		345.0	357.0	366.0	399.0	376.0
	人数		50	52	53	57	54
訪問リハビリテーション	給付費		17,570	18,084	19,248	20,420	19,248
	回数		480.0	493.0	525.0	557.0	525.0
	人数		34	35	37	39	37
居宅療養管理指導	給付費		2,847	2,850	3,073	3,216	3,073
	人数		41	41	44	46	44

(1) 居宅サービス (続き)		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 17年度	令和 22年度
通所介護	給付費	201,480	209,733	214,750	226,556	217,995
	回数	2,187.0	2,267.0	2,319.0	2,438.0	2,347.0
	人数	167	173	177	186	179
通所リハビリテーション	給付費	118,335	122,859	125,621	131,539	128,885
	回数	1,253.5	1,298.0	1,324.5	1,377.5	1,351.5
	人数	141	146	149	155	152
短期入所生活介護	給付費	73,298	77,120	80,630	85,887	83,501
	日数	695.0	726.0	759.0	809.0	786.0
	人数	47	49	51	55	53
短期入所療養介護 (老健)	給付費	26,558	28,205	28,205	31,411	30,793
	日数	205.0	217.5	217.5	241.5	236.5
	人数	23	24	24	27	26
短期入所療養介護 (病院等)	給付費	0	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費	0	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費	34,712	36,044	37,205	39,742	37,748
	人数	269	257	264	278	266
特定福祉用具購入費	給付費	594	594	594	594	594
	人数	2	2	2	2	2
住宅改修費	給付費	628	628	628	628	628
	人数	3	3	3	3	3
特定施設入居者生活介護	給付費	29,799	29,837	29,837	31,882	28,914
	人数	13	13	13	13	12
(2) 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0

(2) 地域密着型サービス (続き)		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 17年度	令和 22年度
地域密着型通所介護	給付費	66,606	68,717	68,717	73,847	68,717
	回数	664.0	686.0	686.0	732.0	686.0
	人数	53	55	55	58	55
認知症対応型通所介護	給付費	14,286	14,305	14,305	14,305	14,305
	回数	114.0	114.0	114.0	114.0	114.0
	人数	14	14	14	14	14
小規模多機能型居宅介護	給付費	37,926	37,974	37,974	39,684	37,974
	人数	18	18	18	19	18
認知症対応型共同生活介護	給付費	128,663	128,826	128,014	137,407	130,497
	人数	40	40	40	43	41
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	49,753	49,816	49,816	49,560	49,560
	人数	15	15	15	15	15
看護小規模多機能型居宅介護	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス						
介護老人福祉施設	給付費	382,737	396,933	406,735	418,764	398,995
	人数	115	119	122	126	120
介護老人保健施設	給付費	581,031	594,837	599,513	619,433	602,054
	人数	164	168	169	175	170
介護医療院	給付費	81,848	94,905	107,858	73,486	86,565
	人数	19	22	25	17	20
(4) 居宅介護支援						
	給付費	84,168	86,516	89,289	93,338	89,576
	人数	423	434	447	466	448

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

**(3) 標準給付費の見込額**

総給付費とは、介護保険事業の費用のうち、本人負担分を除き保険財政が負担する金額を指します。この総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えたものを標準給付見込額といいます。本町の第9期計画期間における標準給付見込額は、3年間で約68億1295万3千円になる見込みです。

単位 円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
標準給付費見込額	2,210,344,177	2,279,040,411	2,323,568,631	6,812,953,219
総給付費	2,086,584,000	2,154,701,000	2,199,761,000	6,441,046,000
特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	74,541,396	74,891,987	74,571,661	224,005,044
特定入所者介護サービス費等給付額	73,503,768	73,756,142	73,440,675	220,700,585
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	1,037,628	1,135,845	1,130,986	3,304,459
高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	42,807,498	43,014,180	42,830,201	128,651,879
高額介護サービス費等給付額	42,153,005	42,297,736	42,116,822	126,567,563
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	654,493	716,444	713,379	2,084,316
高額医療合算介護サービス費等給付額	4,210,133	4,224,589	4,206,519	12,641,241
算定対象審査支払手数料	2,201,150	2,208,655	2,199,250	6,609,055
審査支払手数料一件あたり単価	95	95	95	
審査支払手数料支払件数	23,170	23,249	23,150	

【参考】令和12年以降の標準給付費の見込額は次のとおりです。

単位 円

	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
標準給付費見込額	2,309,854,333	2,385,382,357	2,314,338,523	2,100,137,367
総給付費	2,187,472,000	2,257,761,000	2,189,651,000	1,984,880,000
特定入所者介護サービス費等給付額	73,693,049	76,847,715	75,081,102	69,402,698
高額介護サービス費等給付額	42,261,554	44,070,695	43,057,576	39,801,121
高額医療合算介護サービス費等給付額	4,220,975	4,401,667	4,300,480	3,975,233
算定対象審査支払手数料	2,206,755	2,301,280	2,248,365	2,078,315

### 3 地域支援事業量の推計

本町の第9期計画期間における地域支援事業費は、3年間で約2億6,925万6千円になる見込みです。

単位 円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
地域支援事業費	88,758,800	91,738,800	88,758,800	269,256,400
介護予防・日常生活支援 総合事業費	45,178,800	48,158,800	45,178,800	138,516,400
包括的支援事業(地域包 括支援センターの運営)及 び任意事業費	36,400,000	36,400,000	36,400,000	109,200,000
包括的支援事業費(社会 保障充実分)	7,180,000	7,180,000	7,180,000	21,540,000

【参考】令和12年以降の標準給付費の見込額は次のとおりです。

単位 円

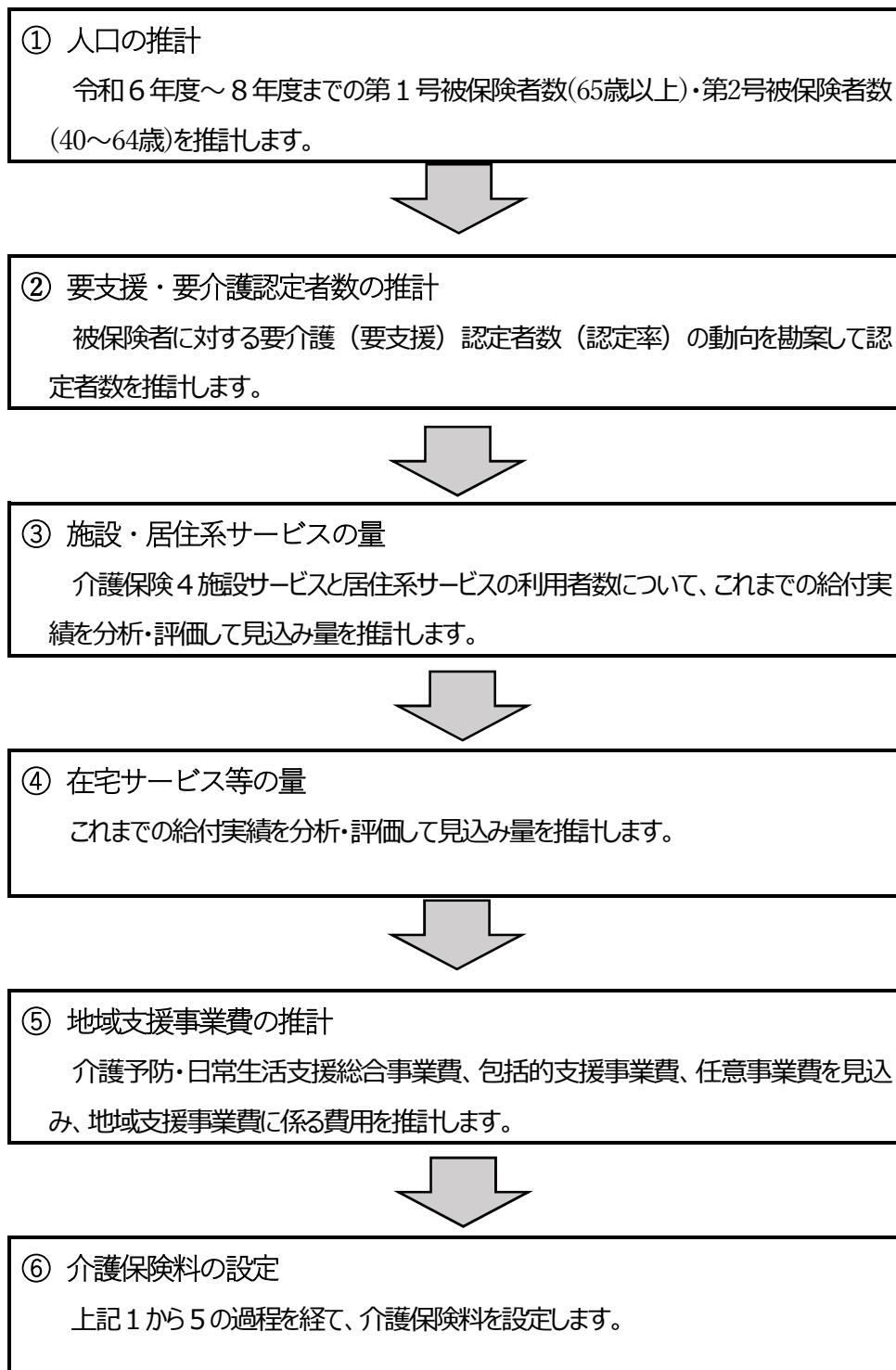
	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
地域支援事業費	82,671,582	77,606,781	72,428,298	67,325,775
介護予防・日常生活支援 総合事業費	43,016,641	40,393,245	36,764,770	33,234,966
包括的支援事業(地域包 括支援センターの運営)及 び任意事業費	32,510,425	30,069,020	28,519,012	26,946,293
包括的支援事業費(社会 保障充実分)	7,144,516	7,144,516	7,144,516	7,144,516



## 4 介護保険料の算定

### (1) 介護保険料算定の流れ

第9期介護保険事業計画期間中における保険料については、下記の過程で算定します。

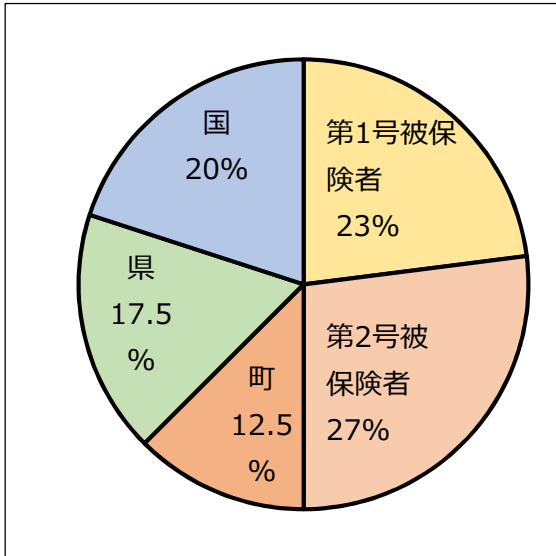


## (2) 第1号被保険者の負担割合

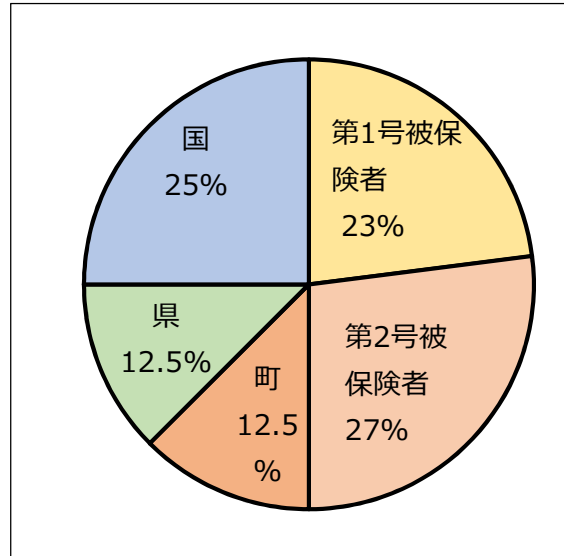
介護保険制度の費用は、総給付費のうち50%を「公費負担」、残り50%を第1号被保険者、第2号被保険者からの「保険料負担」とされています。

### ■介護保険給付費の財源内訳■

在宅サービス

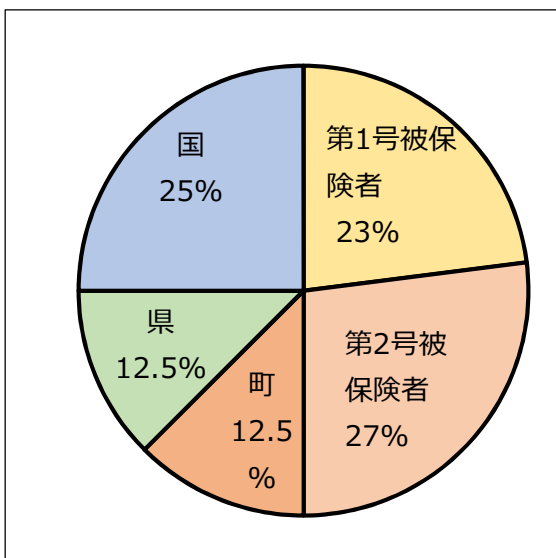


施設サービス

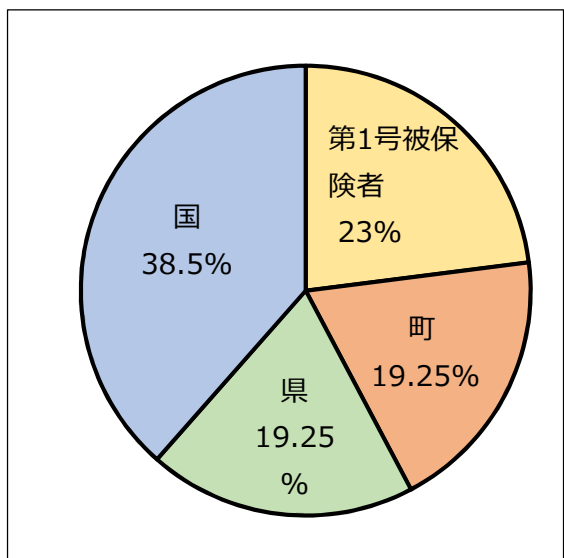


### ■地域支援事業費の財源内訳■

介護予防・日常生活支援総合事業



包括的支援事業・任意事業



**(3) 所得段階別被保険者数の見込み**

令和6年度～8年度、令和17年度及び令和22年度における所得段階別被保険者数を下表のとおり見込みました。

(単位：人)

所得段階区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和17年度	令和22年度
第1段階	652	647	640	565	536
第2段階	634	629	622	549	523
第3段階	549	545	539	477	452
第4段階	682	677	670	592	562
第5段階	1,449	1,438	1,422	1,257	1,192
第6段階	1,054	1,046	1,035	915	867
第7段階	656	651	644	569	539
第8段階	247	245	242	214	203
第9段階	75	75	74	65	62
第10段階	33	32	32	29	27
第11段階	24	24	23	21	20
第12段階	11	11	11	10	9
第13段階	38	38	37	33	31
被保険者合計	6,104	6,058	5,991	5,296	5,023
所得段階別加入割合補 正後被保険者数	6,018	5,973	5,905	5,223	4,951

#### (4) 第9期介護保険料の算定

第9期介護保険事業計画期間中の介護保険サービス事業量を見込み、各種諸費用、保険料収納率、所得段階別被保険者数の見込み等を踏まえ、介護保険料基準額を算定します。

(単位：円)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
標準給付費見込額(A)	2,210,344,177	2,279,040,411	2,323,568,631	6,812,953,219
地域支援事業費(B)	88,758,800	91,738,800	88,758,800	269,256,400
第1号被保険者負担分相当額(A+B)×23%=(C)	528,793,685	545,279,218	554,835,309	1,628,908,212
調整交付金相当額(D)	112,776,149	116,359,961	118,437,372	347,573,481
調整交付金見込額(E)	162,398,000	161,275,000	159,180,000	482,853,000
調整交付金見込交付割合	7.20%	6.93%	6.72%	
後期高齢者加入割合補正係数	0.9172	0.9295	0.9387	
所得段階別加入割合補正係数	0.9858	0.9858	0.9858	
介護保険給付費準備基金積立金取崩額(F)				150,000,000
保険料収納必要額(C+D-E-F=G)				1,343,628,693
所得段階別加入割合補正後被保険者数(H)	6,018	5,973	5,905	17,896
予定保険料収納率(I)				98.00%
保険料の基準額[(G÷I)÷H÷12か月]			月額基準額	6,384

**(5) 第9期所得段階別介護保険料**

第1号被保険者の介護保険料は、介護保険基準月額を1.0として、それに対する所得段階での割合によって、個人の介護保険料が決定されます。

第9期計画における本町の介護保険料の所得段階は、国が示す基準に従って13段階とします。

基準額：6,384円（月額）

所得段階 区分	対象者	負担 割合	介護保険料 (月額)
第1段階	生活保護受給者、老齢年金受給者で世帯全員が町民税非課税の方、世帯全員が町民税非課税で前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.285	21,800円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下で第1段階に該当しない方	0.485	37,100円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、第1段階、第2段階に該当しない方	0.685	52,400円
第4段階	世帯のだれかに町民税が課税されているが本人は町民税非課税で、前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.9	68,900円
第5段階	世帯のだれかに町民税が課税されているが本人は町民税非課税で、第4段階に該当しない方	1.0	76,600円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.2	91,900円
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.3	99,500円
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	114,900円
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.7	130,200円
第10段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.9	145,500円
第11段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.1	160,800円
第12段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.3	176,100円
第13段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.4	183,800円

※年額を計算する際は、100円未満を切捨てします。

## 第2章 計画の推進体制

### 1 推進体制の確保

#### (1) 庁内体制

計画推進にあたっては、福祉介護課介護保険事業計画担当が事業の進捗管理、連携調整を担います。地域支援事業については、福祉介護課各事業担当が地域包括支援センターと連携しながら事業の実施運営にあたります。

その他、関係各課と連絡調整を取りながら、計画の円滑な推進を図ります。

#### (2) 関係機関との連携

本計画は、保健、医療、福祉、教育、まちづくり、防災など広範囲にわたっています。計画の基本理念の示す地域社会の実現に向けて、幅広く関係機関との連携を図りながら各施策の取り組みを推進します。

また、介護サービス事業者、医療・福祉機関、自治会や高齢者団体、地域自主組織など、関係する機関・団体間の連携を確保し、高齢者を取り巻く広範な課題の解決に取り組みます。

### 2 計画の評価

本計画の評価については、「大山町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」が計画の進捗状況を点検し、課題の分析及び評価を行います。